

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）  
年次有給休暇管理簿

労働者名		〇〇〇〇			
基準日（付与日）	令和元年10月1日	時間単位年休の			
有効期限（2年）	令和3年9月30日	年間上限日数（ア）	5	日	
付与日数	10	年次有給休暇	8	時間	
時季 (取得日)	1日目	令和元年10月30日	1日の時間数（イ）		
	2日目	令和元年11月30日	時間単位年休の		
	3日目	令和2年1月30日	1単位となる時間数（ウ）	1	
	4日目	令和2年2月30日	時間単位年休		
	5日目	令和2年3月30日			
	6日目	令和2年4月30日	取得日	開始時刻（取得時間数）	
	7日目	時間単位（8時間）	1時間目	令和2年6月30日	9時00分（4時間）
	8日目	時間単位（8時間）	2時間目		
	9日目	時間単位（8時間）	3時間目		
	10日目	令和2年11月30日	4時間目		
備考	<p>時間単位年休の上限5日のうち、3日分を時間単位で取得する例。 新たに時間単位年休を取得した時点で、1日分の年次有給休暇を「時間単位（〇時間）」に振り替え、右側の該当欄に取得実績を記入する。</p>		5時間目	令和2年7月30日	10時00分（3時間）
			6時間目		
			7時間目		
			8時間目	令和2年8月30日	9時00分（7時間）
			9時間目		
			10時間目		
			11時間目		
			12時間目		
			13時間目		
			14時間目		
基準日から1年以内の取得日数（合計）	8日 6時間	15時間目	令和2年9月14日	13時00分（5時間）	
取得日数には、時間単位年休の時間数も含める。	前年度からの繰り越し（0時間） 次年度へ繰り越し（2時間）	16時間目			
		17時間目			
		18時間目			
		19時間目			
		20時間目	令和2年9月30日	9時00分（3時間）	
		21時間目			
		22時間目			
		23時間目	次年度へ繰り越し（2時間）		
		24時間目			
		25時間目			
時間単位年休の繰り越し分は、「備考」欄へ記入するが、年間取得上限は決まっているので、次年度の上限時間が増えることはない。		26時間目			
		27時間目			
		28時間目			
		29時間目			
		30時間目			
		31時間目			
		32時間目			
		33時間目			
		34時間目			
		35時間目			
時間単位年休は、1年に5日が限度なので、一般的には、8時間×5日＝40時間が、時間単位年休の年間上限となる。		36時間目			
		37時間目			
		38時間目			
		39時間目			
		40時間目			
		40時間目			

(ア)～(ウ)は、労使協定によって定められる。

労働基準法第39条第7項の規定により、年次有給休暇を基準日までに10日以上付与した労働者に対し、基準日から1年以内に、1日単位の年次有給休暇を5日以上取得させなければならない。(時間単位の取得分は含まない。)

この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）  
 年次有給休暇管理簿

労働者名		〇〇〇〇		
基準日（付与日）	令和2年10月1日	時間単位年休の		
有効期限（2年）	令和4年9月30日	年間上限日数（ア）	5	日
付与日数	11日	年次有給休暇	8	時間
時季 (取得日)	1日目	令和3年9月27日	1日の時間数（イ）	
	2日目	令和3年9月28日	時間単位年休の	
	3日目	令和3年9月29日	1単位となる時間数（ウ）	1 時間
	4日目	令和3年9月30日	時間単位年休	
	5日目			
	6日目		取得日	開始時刻（取得時間数）
	7日目		1時間目	令和2年10月30日 16時00分（2時間）
	8日目		2時間目	（前年からの繰り越し分）
	9日目		3時間目	
	10日目		4時間目	
	11日目		5時間目	
	12日目		6時間目	
	13日目		7時間目	
	14日目		8時間目	
	15日目		9時間目	
	16日目		10時間目	
	17日目		11時間目	
	18日目		12時間目	
	19日目		13時間目	
	20日目		14時間目	
基準日から1年以内の取得日数（合計）	5日 2時間	15時間目		
備考	基準日から1年以内の取得日数には、前年度に付与されたもの（10日目）の取得分も含める。	16時間目		
		17時間目		
		18時間目		
		19時間目		
		20時間目		
		21時間目		
		22時間目		
		23時間目		
		24時間目		
		25時間目		
	26時間目	前年度からの繰り越し（2時間）		
	27時間目	次年度へ繰り越し（0時間）		
	28時間目			
	29時間目			
	30時間目			
	31時間目			
	32時間目	使用者による時季指定（1,2,3,4日目）		
	33時間目			
	34時間目			
	35時間目			
36時間目				
37時間目				
38時間目				
39時間目				
40時間目				

（ア）～（ウ）は、労使協定によって定められる。

労働基準法第39条第7項の規定により、年次有給休暇を基準日までに10日以上付与した労働者に対し、基準日から1年以内に、1日単位の年次有給休暇を5日以上取得させなければならない。（時間単位の取得分は含まない。）

この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。

作成：羽根社会保険労務士事務所（この文字は印刷されません）  
年次有給休暇管理簿

労働者名				
基準日（付与日）	年	月	日	
有効期限（2年）	年	月	日	時間単位年休の年間上限日数（ア）
付与日数			日	年次有給休暇1日の時間数（イ）
時季 (取得日)	1日目			時間
	2日目			時間
	3日目			時間
	4日目			時間
	5日目			時間
	6日目			時間
	7日目			時間
	8日目			時間
	9日目			時間
	10日目			時間
	11日目			時間
	12日目			時間
	13日目			時間
	14日目			時間
	15日目			時間
	16日目			時間
	17日目			時間
	18日目			時間
	19日目			時間
	20日目			時間
基準日から1年以内の取得日数（合計）	日		時間	
備考				

(ア)～(ウ)は、労使協定によって定められる。  
 労働基準法第39条第7項の規定により、年次有給休暇を基準日までに10日以上付与した労働者に対し、基準日から1年以内に、1日単位の年次有給休暇を5日以上取得させなければならない。(時間単位の取得分は含まない。)  
 この書類は、労働基準法施行規則第24条の7の規定により、期間満了後、3年間保存しなければならない。